

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 2 月 16 日 (火) 第 183 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (3件) (社会福祉課取扱い) 2
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (社会福祉課取扱い) 2
- 公有水面の埋立ての免許の出願 (漁港漁場課取扱い) 3
- 基本測量の実施 (監理課取扱い) 6
- 堤防と道路との兼用工作物管理協定の締結 (河川課取扱い) 6
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (2件) (砂防課取扱い) 6
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課取扱い) 7
- 土砂災害警戒区域の指定 (3件) (砂防課取扱い) 7
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 8
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (都市計画課取扱い) 9
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市計画課取扱い) 10
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (大島支庁取扱い) 10
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大島支庁取扱い) 10

公 告

- 一般競争入札公告 (県立鹿児島養護学校取扱い) 11

公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県交通安全活動推進センターの指定等に関する規則及び自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則の一部を改正する規則 (※) (交通企画課取扱い) 13

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 14

告 示

鹿児島県告示第175号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和3年2月16日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
大島郡宇検村大字阿室字上畑2709番1, 2721番, 2727番1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村

森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び宇検村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第176号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和3年2月16日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	廃止年月日
パナウル診療所	大島郡与論町那間2747番地1	令和2年10月31日
安楽薬局	志布志市志布志町安楽52番地5	令和2年12月31日

鹿児島県告示第177号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和3年2月16日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 者		事 業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社ジョイントライフ	霧島市隼人町真孝2681番地3	訪問看護ステーションリカバリー	霧島市隼人町住吉56番地	平成30年1月1日

鹿児島県告示第178号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和3年2月16日

鹿児島県知事 塩田康一

氏 名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日	施術の種類
吉村あかね	all age整骨院 霧島市隼人町住吉1823-4-2号	令和2年 12月31日	柔道整復

鹿児島県告示第179号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和3年2月16日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	指定年月日
-----	-------	-------

ひかり調剤薬局	指宿市湊二丁目12番8号	令和3年1月1日
安楽薬局	志布志市志布志町安楽52番地5	令和3年1月1日

鹿児島県告示第180号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により，次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

なお，公有水面埋立法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は，令和3年2月16日から同年3月8日までの間，鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課及び鹿児島県大島支庁建設課において縦覧に供する。

令和3年2月16日

鹿児島県知事 塩田康一

1 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 塩田康一

2 埋立区域

(1) 位置

ア 埋立区域A

大島郡龍郷町浦字角子1866番2から同町瀬留字津ノ子原1411番1に至る間の土地に接する国道及び堤の地先公有水面

イ 埋立区域B

大島郡龍郷町瀬留字濱田原964番1から同町瀬留字濱田原964番7に至る間の土地に接する国道及び堤の地先公有水面

(2) 区域

ア 埋立区域A

次の点1から点22までを順次に直線で結んだ線及び点22と点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

点1 四等三角点「津ノ子」（北緯28度24分41.52秒，東経129度35分56.58秒）（以下「基点」という。）から290度01分18秒444.34メートルの地点

点2 点1から232度11分57秒8.66メートルの地点

点3 点2から232度10分19秒19.38メートルの地点

点4 点3から241度33分10秒19.25メートルの地点

点5 点4から258度16分41秒19.29メートルの地点

点6 点5から269度15分22秒19.33メートルの地点

点7 点6から278度04分32秒19.60メートルの地点

点8 点7から282度45分21秒19.88メートルの地点

点9 点8から283度59分42秒11.32メートルの地点

点10 点9から310度31分42秒5.59メートルの地点

点11 点10から284度00分56秒3.68メートルの地点

点12 点11から283度57分27秒2.53メートルの地点

点13 点12から194度00分00秒10.34メートルの地点

点14 点13から104度22分31秒2.53メートルの地点

点15 点14から104度22分31秒20.00メートルの地点

点16 点15から103度44分00秒20.20メートルの地点

点17 点16から96度36分22秒20.59メートルの地点

点18 点17から85度31分00秒20.74メートルの地点

点19 点18から73度13分08秒20.47メートルの地点

点20 点19から60度16分05秒20.13メートルの地点

点21 点20から50度56分34秒19.88メートルの地点

点22 点21から52度13分24秒8.79メートルの地点

イ 埋立区域B

次の点23から点57までを順次に直線で結んだ線及び点57と点23を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 点23 基点から283度51分57秒582.75メートルの地点
- 点24 点23から284度00分00秒6.16メートルの地点
- 点25 点24から254度44分47秒5.73メートルの地点
- 点26 点25から284度05分37秒14.97メートルの地点
- 点27 点26から284度13分45秒20.00メートルの地点
- 点28 点27から284度11分10秒20.00メートルの地点
- 点29 点28から284度02分35秒20.00メートルの地点
- 点30 点29から283度59分08秒20.00メートルの地点
- 点31 点30から284度00分00秒20.00メートルの地点
- 点32 点31から283度59分08秒20.00メートルの地点
- 点33 点32から283度59分08秒20.00メートルの地点
- 点34 点33から283度59分08秒20.00メートルの地点
- 点35 点34から283度59分08秒20.00メートルの地点
- 点36 点35から284度00分00秒20.00メートルの地点
- 点37 点36から283度54分23秒20.01メートルの地点
- 点38 点37から284度15分55秒20.16メートルの地点
- 点39 点38から284度15分54秒20.59メートルの地点
- 点40 点39から284度15分48秒11.71メートルの地点
- 点41 点40から194度22分24秒4.96メートルの地点
- 点42 点41から104度46分36秒12.53メートルの地点
- 点43 点42から104度46分36秒20.06メートルの地点
- 点44 点43から104度38分57秒19.92メートルの地点
- 点45 点44から104度32分54秒20.00メートルの地点
- 点46 点45から104度30分46秒20.00メートルの地点
- 点47 点46から104度41分05秒20.00メートルの地点
- 点48 点47から104度37分38秒20.00メートルの地点
- 点49 点48から104度24分45秒20.00メートルの地点
- 点50 点49から104度46分45秒20.00メートルの地点
- 点51 点50から104度31分48秒20.00メートルの地点
- 点52 点51から104度34分12秒20.00メートルの地点
- 点53 点52から104度57分45秒20.00メートルの地点
- 点54 点53から104度25分57秒20.00メートルの地点
- 点55 点54から104度28分53秒20.00メートルの地点
- 点56 点55から104度34分12秒20.00メートルの地点
- 点57 点56から104度34分12秒6.13メートルの地点

(3) 面積

- 埋立区域A 967.62平方メートル
- 埋立区域B 1,938.22平方メートル
- 合計 2,905.84平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

大島郡龍郷町浦字角子1887番1の土地から同町瀬留字津ノ子原1411番1の土地を経て同町瀬留字濱田原974番3の土地に接する国道及び堤の地先公有水面

(2) 区域

次の点アから点ヲの地点を順次に直線で結んだ線及び点ヲと点アを直線で結んだ線により囲まれた区域

- 点ア 基点から309度15分47秒382.27メートルの地点

点イ 点アから232度17分21秒26.24メートルの地点
点ウ 点イから275度24分28秒1.34メートルの地点
点エ 点ウから236度05分41秒6.72メートルの地点
点オ 点エから231度25分23秒67.37メートルの地点
点カ 点オから265度35分29秒52.51メートルの地点
点キ 点カから232度11分23秒10.12メートルの地点
点ク 点キから234度26分47秒3.92メートルの地点
点ケ 点クから231度43分37秒18.72メートルの地点
点コ 点ケから234度55分25秒6.67メートルの地点
点サ 点コから246度29分24秒4.78メートルの地点
点シ 点サから258度12分15秒14.59メートルの地点
点ス 点シから266度56分53秒7.04メートルの地点
点セ 点スから272度30分34秒6.62メートルの地点
点ソ 点セから278度43分46秒17.88メートルの地点
点タ 点ソから285度43分47秒31.22メートルの地点
点チ 点タから284度00分00秒328.42メートルの地点
点ツ 点チから224度57分43秒28.00メートルの地点
点テ 点ツから158度09分48秒2.65メートルの地点
点ト 点テから192度34分29秒7.04メートルの地点
点ナ 点トから192度57分08秒5.77メートルの地点
点ニ 点ナから250度04分29秒16.50メートルの地点
点ヌ 点ニから154度57分23秒16.58メートルの地点
点ネ 点ヌから72度10分29秒16.89メートルの地点
点ノ 点ネから87度52分58秒15.00メートルの地点
点ハ 点ノから97度22分34秒11.95メートルの地点
点ヒ 点ハから104度31分35秒89.88メートルの地点
点フ 点ヒから105度17分21秒95.98メートルの地点
点ヘ 点フから102度54分54秒87.16メートルの地点
点ホ 点ヘから126度54分52秒3.09メートルの地点
点マ 点ホから91度06分02秒6.72メートルの地点
点ミ 点マから101度17分49秒12.11メートルの地点
点ム 点ミから107度21分08秒7.65メートルの地点
点メ 点ムから71度52分08秒4.25メートルの地点
点モ 点メから103度17分53秒40.78メートルの地点
点ヤ 点モから93度47分13秒12.82メートルの地点
点ユ 点ヤから86度22分11秒21.02メートルの地点
点ヨ 点ユから77度54分03秒6.80メートルの地点
点ラ 点ヨから73度42分40秒12.28メートルの地点
点リ 点ラから69度55分45秒10.12メートルの地点
点ル 点リから62度35分54秒8.02メートルの地点
点レ 点ルから57度26分41秒12.06メートルの地点
点ロ 点レから52度56分58秒49.59メートルの地点
点ワ 点ロから52度42分45秒70.89メートルの地点
点ヲ 点ワから52度44分31秒57.98メートルの地点

(3) 面積

24,993.11平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

5 出願年月日

令和3年1月27日

鹿児島県告示第181号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により，国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和 3 年 2 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（地殻変動補正パラメータ測量）
- 2 作業の期間 令和 3 年 3 月 1 日から同月 31 日まで
- 3 作業の地域 鹿児島県全域

鹿児島県告示第182号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定による兼用工作物の管理の方法についての協議に基づき，次のとおり道路法（昭和27年法律第180号）第16条第1項の規定により道路の管理を行う者が河川管理施設の管理を行う。

なお，その関係図書は，鹿児島県土木部河川課及び鹿児島県北薩地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和 3 年 2 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 河川の名称，河川管理施設の名称及び河川管理施設の位置

河川の名称	河川管理施設の名称	河 川 管 理 施 設 の 位 置
一級河川 川内川水系 穴川	右岸堤防	薩摩郡さつま町田原字久保園860番2地先から903番4地先まで

- 2 兼用工作物となる道路の種類及び路線名
種 類 さつま町道
路線名 穴川中線
- 3 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 さつま町
住 所 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2
代表者 さつま町長 日高政勝
- 4 管理の内容
 - (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。），路肩，道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。），改築，維持又は修繕
 - (2) 路肩に接する^{のり}法面で，当該路肩から^{のり}法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 5 管理の期間
令和 3 年 2 月 16 日から道路の存続する日まで

鹿児島県告示第183号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお，土砂災害警戒区域の表示については，次の図のとおりとする。

令和 3 年 2 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	指宿市	急・城2

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第184号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 3 年 2 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	指宿市	急・城 2

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第185号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 3 年 2 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
地滑り	指宿市	地・新永吉 1，地・成川 1，地・小谷平 1，地・大坪 1，地・鰻 1 及び地・尾下 1

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第186号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 3 年 2 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
土石流	出水市	土・上餅井 1，土・下特手 1 及び土・越地 9

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第187号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 3 年 2 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	出水市	急・中村 1, 急・平 1, 急・郷田山 1, 急・平田 1, 急・郷田山 2, 急・樺木 1, 急・池ノ木場 1, 急・轟脇 1, 急・石原 1, 急・石原 2, 急・高鼻 1, 急・下高橋 1, 急・武本丸 1, 急・五反田 1, 急・堂免 1, 急・枇杷ノ首 1, 急・稲重 1, 急・尾ノ上 1, 急・鮎川 1, 急・堂免 2, 急・石原 3, 急・高鼻 2, 急・高鼻 3, 急・岡迫 1, 急・村下 1, 急・柿野 1, 急・大丸 1, 急・要ヶ迫 1, 急・大迫口 1, 急・松ヶ角 1, 急・鶴田 1, 急・鶴田 2, 急・堂目木 1, 急・堂目木 2, 急・要ヶ迫 2, 急・要ヶ迫 3, 急・惰原 1, 急・城迫 1, 急・白谷 1, 急・上石坂 1, 急・樋ノ口 1, 急・樋ノ口 2, 急・山口 1, 急・段の原 1, 急・内村 1, 急・宇迫 1, 急・長迫 1, 急・砂入道 1, 急・遠矢 1, 急・大谷 1, 急・木場 1, 急・笠山 1 及び急・試ノ内 1
土石流	出水市	土・庵ノ木 1, 土・岡ノ頭 1, 土・青椎 1, 土・青椎 2, 土・府津野 1, 土・番左エ門 1, 土・坂元 1, 土・菅牟田 1, 土・堂地上 1, 土・堂地上 2, 土・下宇都 1, 土・長飯野段 1, 土・長飯野段 2, 土・長飯野段 3, 土・長飯野段 4, 土・鳥越ノ口 1, 土・鳥越ノ口 2, 土・矢立ヶ迫 1, 土・山口 1, 土・上餅井 1, 土・大迫口 1, 土・溜之段 1, 土・大丸 4, 土・柿野 1, 土・松ヶ角 1, 土・下特手 1, 土・越地 9, 土・樋ノ口 1, 土・北迫 1, 土・長迫 1, 土・長迫 2, 土・城内 1, 土・大谷 1, 土・内村 1, 土・内村 2, 土・木場 1, 土・滑坂 1, 土・笠山 1, 土・岩塚 1, 土・岩塚 2, 土・平八重 1, 土・長迫 3, 土・湯之谷 1, 土・矢野 1, 土・矢野 2 及び土・嶽尾 1
地滑り	出水市	地・辺田 1

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第188号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 3 年 2 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	出水市	急・中村 1, 急・平 1, 急・郷田山 1, 急・平田 1, 急・郷田山 2, 急・樺木 1, 急・池ノ木場 1, 急・轟脇 1, 急・石原 1, 急・石原 2, 急・高鼻 1, 急・下高橋 1, 急・武本丸 1, 急・五反田 1, 急・堂免 1, 急・枇杷ノ首 1, 急・稲重 1, 急・尾ノ上 1, 急・鮎川 1, 急・堂免 2, 急・石原 3, 急・高鼻 2, 急・高鼻 3, 急・岡迫 1, 急・村

		下1, 急・柿野1, 急・大丸1, 急・要ヶ迫1, 急・大迫口1, 急・松ヶ角1, 急・鶴田1, 急・鶴田2, 急・堂目木1, 急・堂目木2, 急・要ヶ迫2, 急・要ヶ迫3, 急・惰原1, 急・城迫1, 急・白谷1, 急・上石坂1, 急・樋ノ口1, 急・樋ノ口2, 急・山口1, 急・段の原1, 急・内村1, 急・宇迫1, 急・長迫1, 急・砂入道1, 急・遠矢1, 急・大谷1, 急・木場1, 急・笠山1及び急・試ノ内1
土石流	出水市	土・庵ノ木1, 土・岡ノ頭1, 土・青椎1, 土・青椎2, 土・府津野1, 土・番左エ門1, 土・坂元1, 土・菅牟田1, 土・堂地上1, 土・下宇都1, 土・長飯野段1, 土・長飯野段2, 土・長飯野段3, 土・長飯野段4, 土・鳥越ノ口1, 土・鳥越ノ口2, 土・山口1, 土・上餅井1, 土・溜之段1, 土・大丸4, 土・柿野1, 土・松ヶ角1, 土・下特手1, 土・越地9, 土・樋ノ口1, 土・北迫1, 土・長迫1, 土・長迫2, 土・城内1, 土・大谷1, 土・内村2, 土・木場1, 土・滑坂1, 土・笠山1, 土・岩塚1, 土・岩塚2, 土・長迫3, 土・矢野1, 土・矢野2及び土・嶽尾1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第189号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年2月16日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
地滑り	さつま町	地・丸山1, 地・山峯1, 地・鉦事場1及び地・金山1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第190号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和3年2月16日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 施行者の名称
いちき串木野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 串木野都市計画下水道事業
 - (2) 名称 串木野市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和62年1月28日から令和10年3月31日まで（変更前令和3年3月31日まで）
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし

- (2) 使用の部分
変更なし

鹿児島県告示第191号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年2月16日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 土地区画整理組合の名称
川内市権現原土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成17年9月9日から令和6年3月31日まで
- 3 施行地区
薩摩川内市御陵下町字権現原，字権現脇及び字後田の各一部
- 4 事務所の所在地
薩摩川内市国分寺町4164番地
- 5 設立認可の年月日
平成17年9月2日
- 6 変更認可の年月日
令和3年2月8日

大島支庁告示第1号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和3年2月16日

大島支庁長 田中完

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
しえすた・への	大島郡天城町天城541-1	社会福祉法人南恵会	大島郡天城町瀬滝1006-1	吉留 康洋	令和3年1月31日	児童発達支援・放課後等サービス・保育所等訪問支援

大島支庁告示第2号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和3年2月16日

大島支庁長 田中完

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
しえすた	大島郡天城町兼久1503-1	社会福祉法人南恵会	大島郡天城町瀬滝1006-1	吉留 康洋	令和3年2月1日	児童発達支援・放課後等サービス・保育

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、特定役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 3 年 2 月 16 日

鹿児島県立鹿児島養護学校長 福田雅紀

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
学校給食及び寄宿舎給食調理業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所
鹿児島県立鹿児島養護学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法，時期，場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和 3 年 2 月 16 日から同月 22 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるも

のとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県立鹿児島養護学校事務室

鹿児島市吉野一丁目42番1号 郵便番号 892-0877

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

令和3年3月25日午後4時50分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年3月26日午後2時

イ 場所 鹿児島県立鹿児島養護学校大会議室
鹿児島市吉野一丁目42番1号

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。

(7) 入札説明会の開催日時及び場所

ア 日時 令和3年3月10日午後2時

イ 場所 (5)のイに同じ

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場所において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又

は入札者の押印のない入札書による入札

- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県立鹿児島養護学校事務室
鹿児島市吉野一丁目42番1号 郵便番号 892-0877
電話番号 099-243-0114
ファックス番号 099-243-6107

13 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) この入札は、この業務委託に係る令和3年度予算が成立しないときは実施しない。
- (3) この入札に係る契約は、令和3年4月1日に確定する。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE SERVICES TO BE REQUIRED:
School lunch and dormitory meal work Kagoshima Prefectural Kagoshima Special Needs School,1Set
- (2) FULFILLMENT PERIOD:
From 1 April,2021 to 31 March,2022
- (3) FULFILLMENT PLACE:
As indicated in the tender explanation sheet
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
4:50 p.m. 25 March,2021
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Kagoshima Prefectural Kagoshima Special Needs School
1-42-1 Yoshino,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 892-0877 Japan
TEL 099-243-0114
FAX 099-243-6107

公安委員会規則

鹿児島県交通安全活動推進センターの指定等に関する規則及び自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月16日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

鹿児島県公安委員会規則第 4 号

鹿児島県交通安全活動推進センターの指定等に関する規則及び自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則の一部を改正する規則

(鹿児島県交通安全活動推進センターの指定等に関する規則の一部改正)

第 1 条 鹿児島県交通安全活動推進センターの指定等に関する規則 (平成 10 年鹿児島県公安委員会規則第 5 号) の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式及び別記第 3 号様式中「印」を削る。

(自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則の一部改正)

第 2 条 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則 (平成 27 年鹿児島県公安委員会規則第 17 号) の一部を次のように改正する。

別記第 3 号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第 19 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 20 条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号) 第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 3 年 2 月 16 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 蒼天の拳天刻 G E A	株式会社銀座	0P1330
回胴式遊技機	S スーパーハナハナ V 1 - 3 0	株式会社パイオニア	0S0985
回胴式遊技機	S スーパーハナハナ V 1	株式会社パイオニア	0S1624